

郷土概念と初等地理教育の偶有的接合： 明治19年「小学校ノ学校及其程度」をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 九州大学大学院人文科学研究院地理学講座 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 島津, 俊之 メールアドレス: 所属: 和歌山大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20180105-034

Title	郷土概念と初等地理教育の偶有的接合：明治19年「小学校ノ学校及其程度」をめぐって
Author	島津, 俊之
Citation	空間・社会・地理思想. 13 巻, p.19-37.
Issue Date	2010
ISSN	1342-3282
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	九州大学大学院人文科学研究院地理学講座
Description	
DOI	10.24544/ocu.20180105-034

Placed on: Osaka City University

郷土概念と初等地理教育の偶有的接合

—明治 19 年「小学校ノ学科及其程度」をめぐって—

島津 俊之*

Toshiyuki SHIMAZU

The contingent articulation between the term *kyodo* and elementary geography education:
Notes on the 1886 act of elementary school curriculum

I 序論

偶有性の本質は、半ば規則的であり、そして半ば偶然であるというそのあわいの中にある。偶然と必然が有機的に絡み、その中で私たちの生は進行していく（茂木 2008: 141）

わたしは、上掲の茂木健一郎による「偶有性 (contingency)」の定義を知らぬまま、2009 年春の『日本地理学会発表要旨集』に、『郷土』は必然と偶然のはざまで、つまり偶有性のもとで登場した」と書いた（島津 2009）。茂木の定義は、本質主義的な物言いがやや気に入らないが、わたしが偶有性に関して書いたことと、かなりの程度符合する内容となっている。わたしは、茂木とはやや異なり、「偶然と必然が有機的に絡み」あって進行する現象の、「本質」というより「性質」をさす概念として、「偶有性」を用いたいと思う。これは、哲学における伝統的な用語法（無署名 1971）とはやや異なっているかもしれないが、偶有性概念についての哲学的考察を繰り広げるのが本稿の目的ではない。本稿の意図は、上述のような意味で用いられる偶有性概念を、「郷土」という言葉の明治前期における（再）登場と普及を理解するための、理論的道具の一つとするとところにある。「郷土」が偶有性のもとで（再）登場したとは、いったいいかなる事態をさすことであったのか。このことを、日本地理学会 2009 年春季学術大会（帝京大学）での発表（島津 2009）を踏まえつつ、現時点で可能な限り史料的に明らかにすることが本稿の目的である。

標題をみればわかることだが、偶有性に関わる本稿のもう一つの理論的道具は、主にカルチュラル・スタディーズにおいて問題化されてきた「接合 (articulation)」である。日本語では時に「節合」

とも表記されるが（森 2005）、この概念の主唱者の一人であるスチュアート・ホールによれば、接合は次のように定義される（Grossberg 1986: 53）。

接合とはそれゆえ、一定の諸条件のもとで、二つの異なった要素を一体化しうる結びつきのかたちである。それは常に、必然的、決定的、絶対的そして本質的ではないつながりとして在る。あなたは、いかなる諸情況のもとで、ある結びつきがでっちあげられたり、つくられたりしうるのかを問わねばならない（傍点原文イタリック）

こうした、非必然的かつ非本質的な結びつきを描定すべき「二つの異なった要素」の例として、ホールは、「イデオロギーと社会的諸力」、「イデオロギーのなかの異なった要素」、そして「ある社会運動を担う異なった社会集団」等々を挙げる（Grossberg 1986: 53）。接合は、社会の広汎な領野における言説・思想・実践の様々な局面において見出されるのである。そして、接合に注目することは、結びつきそれ自体を明らかにすることに留まらない。むしろ、その結びつきがいかにしてつくりだされたのかを、問わねばならないのである。このことを、Slack (1996: 114) は次のように説明している。

接合とはそれゆえ、単なるモノゴト（単なる結びつき）ではなく、結びつきをつくりだすプロセスのことをさす。それは、ヘゲモニーが支配ではなく、コンセンサスをつくりだし維持するプロセス、あるいは諸利害を調整するプロセスのことをさすのと、大略同じである（括弧内原文）

わたしは前稿（島津 2005）において、「郷土」の語が、初等地理教育の実践と接合されるかたちで、明治 19 (1886) 年公布の「小学校ノ学科及其程度」

* 和歌山大学教育学部地理学教室

という中央教育法令に(再)登場したことを論じた。そしてこの法令が、学校教育と接合された郷土概念の社会的普及の発端となり、やがて明治24(1891)年公布の「小学校教則大綱」をきっかけとして、「郷土」の語を冠した教科書類が刊行されるようになったことを明らかにした。しかしここでは、「小学校ノ学科及其程度」の制定に際して、郷土概念が初等地理教育の実践と接合されるに至った具体的なプロセスを解明することはできなかった。本稿は、新たに見出された史料をも援用しつつ、この点をより具体的に解明しようとする。

では、最初に述べた偶有性概念と、ここで述べた接合概念は、いったいどのように関係するのであろうか。この質問に対する回答は、接合が非必然的な結びつきをさすものとして概念化されていることから、一見自明であるように思える。しかし、それだけでは充分ではない。ここで重要なのは、接合が、完全な偶然性に支配されるランダムなプロセスとして概念化されているわけではない、ということにつける。ホールは、「我々は、…異なった諸実践間の、偶有的かつ非必然的な結びつきを考察する必要がある」として、宗教を例に次のようにいう(Grossberg 1986: 53-54)。

結びつきが“非必然的”であるというとき、わたしは、宗教が束縛なく自由に浮遊しているなどといっているわけではない。宗教は歴史的に、ある特定の構成体のなかに存在し、そこに、多くの異なった諸力と関わりつつ極めて直接的に根付いてきた。それでもなお、宗教は、いかなる必然的かつ内在的かつ超歴史的な帰属性をも、もたないのである(引用符原文)

ここに至って、接合のプロセスが、必然と偶然のはざまで進行するものとして概念化されることが明らかになったといえる。本稿では、上述のように定義された偶有性概念と接合概念を組み合わせ、
「偶有的接合(contingent articulation)」という概念を用いたいと思う。ここでの偶有的接合とは、以下のような事態をさして用いられる。つまり、いかなる本質的な結びつきもなかったはずの異なった要素(言説・思想・実践など)が、特定の政治的・社会的・経済的諸情況に枠付けられながら、一定の幅をもった緩やかな必然性とその枠内での偶然性に支配されつつ結びつけられ、ついにはその個別の結びつきがあたかも必然的かつ本質的であるかのような装いをもって立ち現れる、という事態である。郷土という概念と、初等地理教育の実践が、明治前期に

おいていかにして上述のような偶有的接合を経験してきたのかを解明することが、本稿の具体的な課題となる。

わたしが前稿(島津 2005)で郷土概念の明治前期における(再)登場を論じた後も、「郷土」をめぐる思想・実践の歴史性や構築性への関心は、様々な学問分野において広汎にみられる(加藤 2008; 長谷川 2008; 岡本 2009; 関戸 2009; 林 2009)。また、島津(2005)の公表後にわかったことだが、「郷土」という日本語やその近代日本における役割への関心は、すでに海外の日本研究者にも共有されていた。すなわち、現在はスタンフォード大学の歴史学教授であるカレン・ウィゲンが、近現代の長野県における郷土研究や郷土教育の思想・実践を、地域主義や地域構築との関わりにおいて論じていたのである(Wigen 1996, 2000)。こうした「郷土」への学際的かつ国際的な関心の広がりは、この種の関心への共感が一部を除いてあまり得られない日本の地理学界の現状とは対照的である。しかし、これらの優れた研究も、「郷土」という言葉の存在や使用を所与の前提としている点で、本稿の関心とはやや異なった地平にある¹⁾。

日本の地理学界の現状に関しては、前述の日本地理学会での発表(島津 2009)の際に、<郷土概念は分析概念としていかなる切れ味をもつのか? 郷土概念を用いることでどのような研究の地平が開けるのか?>という趣旨の質問をいただいた。これに関連して想起されるのは、米国の文化地理学界における、homeland 概念をめぐる論争である。Wigen (1996, 2000) が郷土を native place あるいは homeland と英訳したように、homeland 概念と郷土概念の間には一定の対応関係が想定されうる。Conzen (1993: 22-23) は、米国の民族集団にとっての homeland が保持すべき要件として、土着性・排他性・文化システムの練成・復元性・スケールのコンパクトさ、を挙げる。これに対し Nostrand and Estaville (2001: xviii-xxi) は、人間集団・場所・場所への絆・場所の支配・一定の時間こそが、homeland の構成要素であると主張する。この論争は、いずれの定義がより切れ味するどく現実の homeland を剔抉できるかをめぐってなされた感がある。しかし、わたしの「郷土」へのアプローチは、本質主義的に定義された分析概念としての homeland を、米国の歴史地理的現実に対当はめようとするアプローチとは異なる。本稿は、本質主義的に定義された「郷土」のカウンターパートを、明治前期の日本の歴史地理的現実に見出す試みではな

いし、「郷土」を切れ味するどい分析概念として用いる企てでもない。むしろ本稿の関心は、明治前期において「郷土」という言表がいったい何に対して貼りつけられたのか、その貼りつけはいかなる背景やどのような意図のもとになされたのかを論じることにある。それを論じることには如何程の意味があるのか？ という審問に対しては、ひとまず次のように答えておこう。すなわち、いまインターネット検索エンジン Google で「郷土」のフレーズ検索を行うと、ヒット数は一千万件に達する。この、自明視され自然化された「郷土」の大洪水のごとき氾濫が、じつは偶有的接合という地下水脈から生じたことを明らかにしたいのだ、と。

II 「小学校ノ学科及其程度」に至るまでの「郷土」

島津（2005）で論じたように、郷土の語それ自体は、『列子』や『晉書』に登場する、〈ふるさと〉を意味する漢語であり、決して近代の産物などではない。とはいえ、前近代の日本でこの語が日常的に用いられたわけではない。「郷土」は、漢文を読み下せる限られた知識人層のみが知る高尚な漢語であったと想定される。「郷土教育」という、大正末期から昭和初期にかけて日本を席捲した思想・実践から想起される、郷土概念と学校教育との結びつきも決して自明の事柄ではない。明治4（1871）年刊行の『西国立志編』は、明治前期における「郷土」の数少ない使用例を含む大ベストセラーであり、モダンな洋書翻訳行為が高尚性を帯びた漢語の動員につながったと想定されるが、郷土概念と学校教育との結びつきはテキスト上では確認できない（島津 2005: 34-35）。

さて、わたしは前稿において、「明治19（1886）年の『小学校ノ学科及其程度』に先立つ使用例の探索および検討は不可欠」と書いた（島津 2005: 56）。その後、Google books を用いた検索により、明治4（1871）年の『西国立志編』刊行から明治19（1886）年までの期間において、「郷土」の使用例が三つ確認できた。これらの使用例は、明治18（1885）年に大蔵省から刊行された『大日本租税志 十一・十二』（野中 1885）に収録される、律令制下の田租に関する法令に含まれるものである。以下、『大日本租税志 十一・十二』への収録順に、法令の文章（読み下し文）をそのまま引用する（括弧内番号はわたしが便宜的に付けたものである）。

(1)〔聖武天皇天平八年三月二十日〕太政官奏ス諸国ノ公田ハ国司郷土ノ沽価ニ随テ賃租シ其価ヲ以テ太政官ニ送り以テ公廩ニ供セント奏ス之ヲ可ス（野中 1885, 卷之二十一: 42丁表）

(2)〔令〕凡ソ諸国ノ公田ハ皆国司郷土ノ沽価ニ随テ賃租セヨ其価ハ太政官ニ送り以テ雑用ニ宛テヨ（野中 1885, 卷之二十二: 1丁表）

(3)〔式〕凡ソ齋内親王国ニ到ルノ初年ハ正税七百束ヲ割テ年料ノ膳ニ供用ス云々…墾田ハ郷土ノ沽ニ准シ賃租シテ寮家ノ雑用ニ充ツ（野中 1885, 卷之二十二: 14丁裏）

これらのうち、(1)の出典は『続日本紀』および『類聚国史』、(2)の出典は『養老令』のうちの「田令」、(3)の出典は『延喜式』のうちの「神祇式」である。いずれの「郷土」も、国司が治める国（令制国）のことをさしており、ある種の主体にとってローカルで身近な領域をさすものとして用いられている点では、『西国立志編』での用法と共通する。そして、郷土概念と学校教育との結びつきがテキスト上では確認できないことも同じである。さらに、いずれの「郷土」も、もともとは漢文体で表記されていたものであり、『大日本租税志』に収録されたのはあくまで読み下し文である。漢文が読み下せる知識人層と「郷土」の語の結びつきは、ここでも確認されるのである。

『西国立志編』から「小学校ノ学科及其程度」に至るまでの「郷土」の使用例は、現段階では、この『大日本租税志』以外に見出すことができていない。明治19（1886）年以降、初等教育の枠内で徐々に「郷土」の語が貼りつけられることになる、概ね令制国スケールあるいは府県スケールに至るまでのローカルで身近な領域に関しては、その初等（地理）教育における直観教育面での重要性が、遅くとも明治8（1875）年前後から官立師範学校の関係者を中心に認識されてきた（島津 2005: 39-40）。その関係者のなかには、むろん伊澤修二（1851-1917）²⁾や高嶺秀夫（1854-1910）といった東京師範学校系列のキーマンズが含まれるが、彼らが明治19（1886）年以前に「郷土」の語を用いた痕跡は今のところ発見できていない。ペスタロッチに淵源を有し、時に「開発主義」や「開発教授」などとも形容される直観教育思潮は、周知のごとく明治10年代から明治20年代前半にかけて日本の初等教育界を席捲した。しかし、その大波のなかで、ローカルで身近な領域にまつわるキーワードとして頻繁に用いられたのは、明治14（1881）年公布の「小学校教則綱領」にも登場する「学校近傍ノ地形」であって、決して「郷

土」ではなかったのである（島津 2005）。明治 19（1886）年以前に、「郷土」の語が直観教育思潮のなかで用いられた痕跡は、前稿（島津 2005）執筆の時点では見出すことができなかった。それ以後にわたしが目を通した、同時代の開発教授論³⁾やそれにまつわる先行研究⁴⁾のなかにも、明治 19（1886）年以前における「郷土」の同時代使用の痕跡はやはり見出せない。菊地（1970: 415）は、明治 15（1882）年から明治 19（1886）年頃までを「郷土地理時代の地理教育」と規定し、この時期に「いわゆる郷土地理が生まれた」とする。また内山（1976: 59-64）は、「明治一八年上伊那郡赤津学校中等科第六級地理科教案」の内容に関して、「『郷土』をとりあげている」と評価している。しかし菊地（1970）の議論は、そもそも「郷土」の具体的な使用例の検討に基づくものではない。また、内山（1976）のいう「明治一八年上伊那郡赤津学校中等科第六級地理科教案」は、駒ヶ根市立博物館に所蔵される『中等科六級草稿 第一号』⁵⁾に含まれるが、そこに「郷土」の文言は一切出てこない⁶⁾。菊地（1970）や内山（1976）のいう「郷土」とは、同時代史料に書かれた歴史的概念というより、むしろ後世の研究者の脳裏に巣食う分析概念というべきである。いや、分析概念が巣食うのはわたしとて同じであり、そのこと自体を批難するつもりは毛頭ない。本稿にも多くの分析概念が存在するし、「郷土」さえも、ある意味で可変的な分析概念としての側面を確かに有している。しかしながら、言語論的転回を経験したわたしたちは、分析のいかなる場面においても、自ら有する分析概念と歴史の概念の素朴な混同と無反省な同一視は慎まねばならない。

さて、上述のように、「郷土」の使用例がすでに明治 4（1871）年の『西国立志編』と明治 18（1885）年の『大日本租税志』において確認された以上、今後、直観教育思潮にまつわる埋もれたテキストのなかに、あるいは明治 19（1886）年の「小学校ノ学科及其程度」にまつわるキーパーソンズ（次章参照）が物したテキストのなかに、新たな「郷土」の使用例が一例や二例発見されたとしても不思議ではない。そして、それらの使用例が、「小学校ノ学科及其程度」における「郷土」の（再）登場に直接つながっていたとしても、さして驚くにはあたらない。より大事なことは、本稿のこれまでの検討によって、明治 19（1886）年に至るまで、「郷土」は教育界でも一般社会でもほとんど用いられなかったことが、より一層明確になったということである。「小学校教則綱領」に登場した前述の「学校近傍ノ地形」

という表現は、例えば長野県においては、明治 15（1882）年 4 月公布の「長野県小学校教則」（長野県教育史刊行会 1975: 184）や、『東筑摩郡教育会雑誌』の誌面（無署名 1884b: 23 丁裏）や、さらには県主催の教員講習会における筆記ノート（無署名 1976: 181）にまで登場することになる。これには、開発主義の唱導者の一人であり、長野県師範学校長と東筑摩中学校長を兼任し、〈教育県長野〉の基礎を築いたともいわれる能勢 栄（1852-1895）の影響が大きい。また、開発主義的教育書として一世を風靡した『改正教授術』の共著者白井 毅（1857-1925）⁷⁾が、能勢の推挙によって明治 17（1884）年に南安曇郡の督業訓導として長野県に赴任したことも関係していよう。かかる「学校近傍ノ地形」の普及と比較するとき、この段階での「郷土」の不在は、より一層際立つように思えるのである。

III 「小学校ノ学科及其程度」と小学校條例取調委員

1. 「小学校ノ学科及其程度」における「郷土」

「小学校ノ学科及其程度」は、文部大臣森 有礼（1847-1889）の名で、文部省令第 8 号として明治 19（1886）年 5 月 25 日付で公布された（内閣官報局 1977: 315-318）。これは周知のように、同年 4 月 9 日付勅令第 14 号「小学校令」の施行細則ともいうべき法令の一つとして出されたものである。このなかで、地理の「学科ノ程度」を記載した以下の条文において、「郷土」が登場する。ちなみに地理には、高等小学校において歴史と併せて週 4 時間の授業時間が割り当てられていた。

地理 地理ハ学校近傍ノ地形其郷土郡区府県本邦地理地球ノ形状昼夜四季ノ原由大洋大洲ノ名目等及外国地理ノ概略（内閣官報局 1977: 317）

島津（2005, 2009）で論じたように、ここに、「郷土」の語が初めて中央教育法令に登場することになった。児童の直接経験が可能な「学校近傍ノ地形」をまず教えるべしと説く直観教育思潮は、すでに明治 14（1881）年の「小学校教則綱領」にみられるが、「小学校ノ学科及其程度」ではそれに郷土の語が加えられたのである。ここでの「郷土」とは、「学校近傍ノ地形」より広域かつ「郡区」より狭域の、町村スケールあるいは郷庄スケールの限定的な領域をさすと解される。郷土は後に、「学校近傍」から令制国のモダンなカウンターパートたる「府県」まで

を含む領域概念として拡大解釈されてゆくことになり、その萌芽はすでに明治 19 (1886) 年 6 月の「新令小学校学科程度解説」にみられる (次節参照)。また、同時代の開発主義的観点からみたとき、「小学校ノ学科及其程度」の内容規定は「小学校教則綱領」のそれよりも後退していた。島津 (2005: 59) は、その理由の一端として、「小学校ノ学科及其程度」を立案したとされる小学校條例取調委員が当時の文部官僚で占められ、そこに師範学校関係者が含まれていなかった点を挙げた。開発主義のキーパーソンたる高嶺秀夫と伊澤修二は当時、それぞれ師範学校條例取調委員と中学校條例取調委員に任命されていたからである⁸⁾。しかし島津 (2005) では、小学校條例取調委員の文部官僚たちと、直観教育思潮や「郷土」概念との関わりについて、まったく検討できていなかったのである。

わたしはその後、関連する先行研究や史料を探索するなかで、当時の小学校條例取調委員には島津 (2005) で言及していなかった人物が二名含まれていたことを知った。また、同時代の「師範学校関係者」はそこに含まれないものの、かつて官立大阪師範学校長を務めた人物と千葉師範学校長を務めた人物がそれぞれ含まれていたこと、その二名がまさに、「小学校ノ学科及其程度」における「学校近傍ノ地形其郷土郡区府県」の規定につながるテキストを、明治 19 (1886) 年以前に物していたことを知った。わたしが目にした先行研究のなかでも、「小学校ノ学科及其程度」や小学校條例取調委員を直接に扱った伊藤 (2006a,b, 2007) には、教えられることが多かった。以下の論述は、これらの先行研究を通じて存在を知った史料に基づく面が多いことを、予め断っておきたいと思う。

2. 「新令小学校学科程度解説」における「郷土」

小学校條例取調委員の検討に入る前に、わたしが伊藤 (2006a: 7-8) を通じて知った、「新令小学校学科程度解説」について触れておかねばならない。これは雑誌『教育時論』の第 41 号から第 51 号にかけて連載され、「政府の主趣を推測し教育家の通論に準拠して」(無署名 1886b: 6)、「小学校ノ学科及其程度」の条文に詳細な解説を加えたものである。現在は文部科学省が作成し、教科ごとに冊子体で頒布される〈学習指導要領解説〉の一淵源ともいえるべきものであって、きわめて興味深い史料といえることができる。地理の条文解説は、明治 19 (1886) 年 6 月 25 日発行の第 43 号に掲載され、そこでは前掲の条文を含めて「郷土」の使用例が四か所確認され

る (無署名 1886c)。すなわち、この条文解説は、明治 19 (1886) 年 5 月 25 日の「小学校ノ学科及其程度」公布前にはほとんど用いられなかった「郷土」が、法令公布後にいち早く用いられたことを、端的に示す史料となっているのである。これは、明治 19 (1886) 年以前の「郷土」の使用例を探し求めてきたわたしの感覚からすると、「頻用」とさえいえる使われ方である。ここでは、条文それ自体を除く三か所の使用例 (無署名 1886c: 4) をそのまま引用する (括弧内番号はわたしが便宜的に付けたものであるが、冒頭の括弧書きは原文のままである。なお、史料上の出現順は括弧内番号と異なり、(2) → (3) → (1) の順となっている)。

(1) (本文の解釈)地理は学校近傍の地形より其郷土郡区府県本邦の地理、地理の名義地球の形状周囲面積方角五帯運動及昼夜四季の原由等の総論より外国の地理を授く

(2) (区域)然れども小学校に於てハ唯普通の地理を授くるに止まるが故に郷土を始め府県本邦地理を主として兼て地球の概説万国の地理に及ぶべし…

(3) (順序)智識上と必要上との順序に従ひ親近の地理を先とし疎遠なる地理を後となすは至当の事なれば児童は日常目撃親昵する所の学校近傍より其住居する所の郷土郡区府県本邦地理に及び次で地理の名義地球の概説より万国の地理に及ぶを要す

これらのうち、(1) は「小学校ノ学科及其程度」の条文を読み下すかたちの文章であり、「学校近傍」と「郡区」のはざまにあるとされる「郷土」の位置付けがそのまま継承されている。(3) の「郷土」も同じ位置付けであるが、「其住居する所の」という、簡単な説明が加えられている。一方で(2)の「郷土」は、「学校近傍」から「郡区」までを含み込むかたちで位置付けられている。こうした「郷土」の拡大解釈は、明治 20 (1887) 年 8 月刊行の『日本地理小誌』(那珂通世・秋山四郎著)における郷土概念の拡張 (島津 2005: 50-51) の先駆けをなすものである。また「児童は日常目撃し親昵する所」という(3)の開発主義的説明は、「小学校ノ学科及其程度」の条文にはみられないものであって、明治 16 (1883) 年 6 月刊行の『改正教授術』(若林虎三郎・白井毅著)や同年の『東京師範学校附属小学校規則 明治十六年八月改正』から、『日本地理小誌』に至る間の、地理教育における開発主義のミッシングリンク (島津 2005: 47-51) を埋めるものといえるべきである。そして、ここで特に注目すべきは、次の点である。つまり、中央教育法令の条文においては新奇な

ものであるはずの「郷土」の文言それ自体に、この「新令小学校学科程度解説」ではほとんど説明が加えられていない、という点である。(3)における「其住居する所の」という文言が、ほとんど唯一の説明といってよい。ここでは「郷土」が、すでに確立した自明な用語であるかのように用いられているのである。

これらのことは、いったい何を意味するのであろうか。考えられるのは、次のようなことである。すなわち、「新令小学校学科程度解説」の匿名執筆者(たち)や読者(たち)にとって、つまり同時代の知識人層にとって、「郷土」の用語は、それまで日常的に用いることはほとんどなかったにせよ、少なくとも彼らの語彙には含まれるものであったということである。そして、漢語である「郷土」がそのなかに含まれる語彙とは、いうまでもなく近世的な漢学の素養に基づくものであったと想定される。それまでなかなか一般には用いられなかったが、いったんその使用例に接すると、同時代の知識人層にそれほど違和感なく受容され、そして使用されてゆくという類の(漢)語は、他にも存在したのではないだろうか。そうした(漢)語の一つが、「郷土」だったのではないだろうか。

では、「小学校ノ学科及其程度」における「郷土」の(再)登場と初等地理教育との偶有的接合は、いかなるコンテキストのもとで生じたのであろうか。このことを解明するために、わたしたちはようやく小学校條例取調委員の検討に向かうことになる。

3. 小学校條例取調委員の検討

倉澤(1965: 399-401, 1975: 805-807)によれば、小学校條例取調委員は、文部省御用掛であった森有礼の提議により、文部卿大木喬任(1832-1899)が任命したとされる。『官報』によれば、明治18(1885)年7月25日付で七名が小学校條例取調委員に任命されている⁹⁾。その七名とは、文部権大書記官久保田 譲(1847-1936)、文部少書記官手島精一(1849-1918)、文部権少書記官野村 綱(1845-1906)¹⁰⁾、文部権少書記官中川 元(1852-1913)、文部省御用掛西村 貞(1854-1904)¹¹⁾、文部一等属山田行元(1851-1899)¹²⁾、文部一等属大窪 実(1854-?)¹³⁾である。これに加えて、森 有礼が初代文部大臣に就任した後の翌明治19(1886)年に、文部権大書記官折田彦市(1850-1920)と東京大学幹事服部一三(1851-1929)が小学校條例取調委員に補充されている(無署名 1886a: 2)¹⁴⁾。

倉澤(1965: 411)や伊藤(2006b: 2)は、小学校條例取調委員が「小学校ノ学科及其程度」の立案にあたったことは確実とみており、わたしもこれらの先行研究の立論に従いたい。ただし伊藤(2007: 8)が、「小学校條例取調委員の議論の詳細については、現在見出されている資料では明らかになっていない」と書くように、「小学校ノ学科及其程度」の立案過程を直接に物語る史料は現段階では確認できていない。従って以下の論述は、伊藤(2006a,b, 2007)に倣って、小学校條例取調委員の先行テキストを検討するという間接的方法をとらざるをえない。

まずは、小学校條例取調委員の簡要なプロフィールを紹介しておく必要がある¹⁵⁾。久保田 譲は但馬国豊岡の出身で、教育行政家として著名な人物であり、後に文部大臣を務めた。駿河国沼津の水野家家臣の子として生まれ、米国(ラファイエット大学)への留学経験¹⁶⁾をもつ手島精一も、〈工業教育の父〉として知られる著名な教育行政家であり、後に東京高等工業学校長となった。また、東京教育博物館長や東京図書館主幹を務めるなど、博物館行政や社会教育面でも活躍している。野村 綱は鹿児島出身であり、西南戦争の勃発に際して政府側の手先とみなされ鹿児島で捕縛された過去をもつが、後に文部省の視学官や参事官を務めた。中川 元は飯田藩の貢進生¹⁷⁾として大学南校に学んだ秀才であり、明治11(1878)年に「師範学科取調」の第二次留学生の一人としてフランスに派遣され¹⁸⁾、後に教育行政家として第五高等中学校長や第二高等学校長などを歴任した。西村 貞も中川と同じく貢進生(足利藩)であり、明治9(1876)年に若くして官立大阪師範学校長となった。明治11(1878)年には、やはり中川と同じく「師範学科取調」の第二次留学生として英国(フリーチャーチ師範学校)に派遣され、帰国後は体操伝習所主幹となり、後に文部省の視学官や参事官を務めている。米沢出身の山田行元は、西村と同じく明治9(1876)年に若くして千葉師範学校長となり、石川県中学師範学校長を経て文部省の参事官や視学官を務めた。大窪 実には後に愛知県師範学校長、北海道師範学校長、北海道視学官、長野県視学官を歴任したが、明治35(1902)年末に勃発し世間を震撼させた「教科書事件」により、翌明治36(1903)年1月23日に長野県庁出勤途上であえなく逮捕された¹⁹⁾。折田彦市は鹿児島出身の教育行政家であり、米国(ニュージャージー大学)への留学経験をもち、後に第三高等中学校長となった。周防国山口の近郊に生まれた服部一三は、折田

と同じく米国（ラトガース大学）に留学し、後に岩手県知事、広島県知事、長崎県知事、兵庫県知事を歴任している。

これら九名の小学校條例取調委員が物したテキストを、すべて検討できたわけではむろんない。この意味で、わたしの検討は未だ不十分な域に留まっているが、現段階で、「学校近傍ノ地形其郷土郡区府県」につながるテキストを明治19（1886）年以前に物し、かつ地理教育に造詣の深かった人物として挙げられるのは、西村 貞と山田行元である²⁰⁾。いずれも明治9（1876）年に20歳代で師範学校長に就任しながら、明治30年代の壮年期のさなかに病に斃れた点で共通する。また両名とも、多数の教科書を執筆するなど著作活動が活発であり、教育行政家に加えて学究の徒としての側面を有していたことも共通している。若くして師範学校長を務めたわりには、学究肌とやや早すぎた死のせいもあってか顕職には就かなかったが²¹⁾、いずれも小学校條例取調委員の同僚であった野村 綱や中川 元と並んで文部省の視学官を務め、地方教育の監督と振興に力を尽くした（掛本 1990: 49）。森 有礼は視学官に関して次のように語ったという。

視学官ハ多年教育上に経験ある老練の人たらさるへからず、如何となれハ視学官の眼ハ実にその地方の教育を左右し得るの金剛力を有するものなれハなり（無署名 1891）

かかる「教育上に経験ある老練の人」という評価をある意味で如実に示すのが、西村 貞と山田行元のペスタロッチ主義あるいは直観教育思潮に関する理解であり、それに基づいた、初等教育における地理教育の重視やローカルで身近な範域の方法論的称揚である。以下、西村と山田の所論を、それぞれ個別に検討することにしよう。

4. 西村 貞の所論

西村 貞は、当時においては「理学教育」の専門家として知られていた人物である（伊藤 2006b, 2007）。これは今でいう理科教育に相当する分野であり、彼の地理教育論はその一環としてあった。西村は、英国の博物学者トマス・ヘンリー・ハクスリー（1825-1895）²²⁾の著書 *Physiography* (Huxley 1877) をもとにして、明治17（1884）年に『地文新篇』を著している（西村 1884a）。英国への留学経験（前節参照）をもつ西村は、「有名ノ碩学ハックスレー」（下線部原文傍線）の所論に強く惹かれ

ていた（西村 1884b: 103）。この *Physiography* とは、広義の自然地理学（physical geography）の教科書であって、身近なテムズ川の流れから自然環境の仕組みを説き起こし、最終的には地球の自転・公転から太陽の働きに及ぶという、まさに直観教育思潮に基づく内容構成を有していた。これを西村は日本の事例に即して翻案し、『地文新篇』の名で刊行したのである。ちなみに西村は、後述の千葉教育会における演説で、「抑『フ_井シカル、ジヨクラフ_井』即コ、ニ訳シテ地文学ト云フ」とも述べている（西村 1884b: 102）。『地文新篇』の「序」は「明治十七年五月」付で手島精一が誌しているが、続く「例言」では、「明治十六年五月 東京 西村貞識ス」として、次のように書かれている。

蓋地文ノ学ハ、日常ノ現象ニ就キテ、視察ノ常習ヲ薫陶シ、理学上ノ思想ト研究トヲ訓練スルニ最適ナル学科ニシテ、宇宙ノ宏壯、万有ノ妙奥ヲ修スルノ第一歩ニ居レリ、故ニ余ハ小学科ノ理中学ニ於イテ、此ノ科ニ置クニ至高ノ価値ヲ以テスル所ナリ…然レドモ此ノ書ヲ用フル者ニシテ、若夫意ヲ文章ノ間ニ探リ、義ヲ字句ノ際ニ索ムルコトヲノミ之務メ、又実地ノ視察ヲ抛擲ニ附シテ、而シテ顧サルカ如キコトアラニハ、編者ノ素志当ニ画餅ニ属スヘキナリ（西村 1884a: 例言2丁裏-例言3丁表）

ここで西村 貞は、児童にとって日常的に観察可能な自然現象を扱う地文学が、「小学科ノ理学」への導入として最適であるとする。この「小学科ノ理学」は、やがて「小学校ノ学科及其程度」において、「理科」という新教科として現われることになる（伊藤 2006b）²³⁾。また西村は、地文学の教授においては「実地ノ視察」が肝要であり、教科書の字句のみの説明では「画餅」に終わると断じている。児童の直接経験を基礎とする地文学は、「大ニ他日ニ開進スヘキ確實ナル基礎ヲ児童ノ心智ニ植生シ得」るのであって、西村は「実地ノ視察」の開発主義的意義を鋭く見抜いているのである（西村 1884a: 例言2丁裏）。

西村の初等地理教育への理解は、これに留まるものではない。『大日本教育会雑誌』の第11号に掲載された「理学教育」（西村 1884b）は、西村が明治17（1884）年6月22日に千葉教育会の席上で行った演説（無署名 1884a）を文章化したものである。この演説は、「小学科中ニ於イテ地文学ノ要用ナルコト、其ノ教授ノ方法トヲ概論セン」ことを目的とするものであった（西村 1884b: 102）。ここで西村は、自ら翻案した「ハックスレーノ論旨ヲ仮リテ」（下線部原文傍線）、次のようにいう（西村 1884b:

103-104)。

児童ニ語ルニ我カ地球ハ円形ニシテ両端稍扁坦ナルコト恰橙橘ニ似タリト云フモ其ノ児童カ住ム所ノ村ノ地勢即陸地ノ高低ヤ用水ノ流れ方ヤ其ノ方向ヤ又其ノ土地ニ常ナル現象等ヲ識ラシメサルトキハ地球ノ何タルヲ了ルニ於テ何ノ益カアル学校通ヒノ道端ニ於テ蹴附ケタル小石ハ如何シテ出来タル者ソ何故ニ用水ハ雨ノ後ニ濁レルヤ将タ昨日ノ暴風ハ何レノ地方ヨリ来リシヤヲ識ルハ益アリテ且解シ易シサレハ教師タル者児童ヲシテ地球自然ノ現象ト其ノ互ニ相関スル所以トヲ明ニ領解セシメント欲セハ先児童ノ日常触接経験スル所ノ親近ナル事実ヲ以テ其ノ授業ヲ始メ漸ク斯ノ如キ経験ノ上ニ固ク基礎ヲ据エ歩々ニ錯綜セル事実ヤ関係ニ及スニ非サレハ決シテ児童ノ了解ヲ来スコト能ハス

西村のいう「児童カ住ム所ノ村ノ地勢即陸地ノ高低ヤ用水ノ流れ方ヤ其ノ方向ヤ又其ノ土地ニ常ナル現象等」とは、まさに、「小学校ノ学科及其程度」における「学校近傍ノ地形其郷土」にほとんどそのまま接続する内容といえる。かかるローカルで身近な領域の日常的経験と観察を基盤として、「地球自然ノ現象ト其ノ互ニ相関スル所以」や「錯綜セル事実ヤ関係」の教授に及ぶべきなのであって、ここにわたしたちは、程なく「郷土」の語が貼りつけられることになる、ローカルで身近な領域の方法論的称揚を明確に見出すことができる。しかし西村のテキストそれ自体に、わたしは未だ「郷土」の語を見出すことができていないのである。

5. 山田行元の所論

山田行元は後年、小学校條例取調委員就任時の状況を、「当時森有礼文部省に入り省務改革の企あり、事務極めて多端なりき」と回想している（無署名 1899c: 45）。山田行元は西村 貞に比べて地理教育への関与が深く、明治 8（1875）年の『地学初步』（山田 1875）から明治 31（1898）年の『台湾地誌』（山田 1898）に至るまで、多数の地理書を著している²⁴⁾。西村が今でいう理科教育の専門家であるならば、山田は地理教育の専門家といっても過言ではないであろう。山田は西村と異なり海外留学の経験はないが、米沢の洋学舎や横浜の修文館などで英語を学び、明治 5（1872）年開学の開蒙社²⁵⁾で「英学漢学洋算及習字」を教え、「教授の余暇を以て、英語を修め、殊に地誌及教育学の講究に志す」という日々を送った。千葉師範学校長辞任後の明治 11（1878）年には、「文部省外国語学校²⁶⁾ 嘱托に依

り其生徒に地誌を授け、又時に文部省教育雑誌の資料を訳述」してもいた（無署名 1899c: 43-44; 松野 1986: 115-116）。山田は、英書を経由した導入が主であったペスタロッツ主義と、（初等）地理教育の双方に関して造詣を深めうる立場にあったといえよう²⁷⁾。

山田は明治 10（1877）年に、『教育叢談 第一集』なる小冊子を金港堂より刊行している（山田 1877）。同書の「緒言」では、児童の肥沃な「心田」に「豊美ナル産物即チ智識ト德行」を生ぜしめるためには、「教授法ニ練熟シ且ツ善良ナル種子ヲ撰ミテ之ヲ播カスハアル可カラス」として、開発主義的な認識が示されている（山田 1877: 1 丁表）。この「緒言」に続いて登場するのが「地理学教授論」であり、そこで山田は次のように主張している（山田 1877: 2 丁表・2 丁裏）。

幼年生ヲシテ明瞭確實ナル理會ヲ得セシムルハ物^{オブ}物^{セクト}指教ニ勝ル者ナカルコシ故ニ理學ヲ講習スモルニハ少ナク^モ地図一組地球儀一個ヲ備ヘスハアル可カラス…且其産物ヲ講習スルニ当リテハ米、麦、其他ノ穀物、果物、草木、花葉、動物、礦物、等ノ実物ヲ蒐集シテ之ヲ示スコトハ見識ヲ具セル教師ノ常ニ怠ラサル所ニシテ…学生ヲシテ學問ハ徒ニ文字詞章ノ間ニアラスシテ近ク各人ノ眼前ニ集ル所ノ事物ノ理ヲ知ルニアルヲ領解セシムルコト殊ニ速ナリ（ルビ原文、括弧内ルビ引用者）

引用文中の「理学」とは、「地理学」の誤植だと思われるが、ここで山田が「物物指教」と訳している「オブセクトレツスン」とは、いうまでもなく object-lesson のことをさしている。そしてこの object-lesson とは、日本語では「直観教授」あるいは「直観教育」と通常訳されるところの、ドイツ語 Anschauungsunterricht の英訳に他ならない²⁸⁾。山田行元が、英書を通じて受容した直観教育思潮と、地理教育との相関を鋭く見抜いていたことは、上記の引用文によって明らかである。そして、「近ク各人ノ眼前ニ集ル所ノ事物」には、むしろローカルで身近な領域に現前するそれらも含まれるのであって、山田はその教授にあたり、教科書よりも「先ツ簡易ナル口^{オラル}授^{インストラクシヨ}法ニ依リ地理学ノ大意ニ通曉セシメ」（ルビ原文）ることが肝要と説く（山田 1877: 2 丁表）。この口授法(oral instruction)と、ローカルで身近な領域の地理的事物との相関について、山田は「口授教法」（山田 1878a）と題する論説のなかで以下のように説明している。

地理ノ教科書ヲ執リ「磁石ハ地球各処ノ方角ヲ知ル可シ」ノ句ヲ授クルニ当リ更ニコレヲ敷衍シテ曰ク方角ヲ知ルハ独磁石ニ頼ルノミナラズ或ハ太陽ノ出没スル所ヲ見或ハ太陽ノ中スル所ヲ見又ハ北辰ノ在ル所ヲ見テコレヲ知ルコトヲ得可シ若又余輩誤リテ山林ノ中ニ迷ヒ陰雲冥蒙昼モ太陽ノ在ル所ヲ知ラズ夜モ一点ノ星辰ヲ見ザル時ト雖尚容易ニ方角ヲ知ルコトヲ得可シ即樹幹ノ多ク苔ヲ生ズル方ヲ以テ北ト定ムル者はナリ何トナレバ苔ハ多ク日光ヲ受ケザル北陰ニ生ズル者ナレバナリト」(山田 1878a: 2丁裏)

方位磁石に頼らずとも、ローカルで身近な大地を踏みしめ、そこで目の当たりにする日常景観の注意深い観察から方位は判る。このことを、教室内であっても口授することが、可視的な事物を通じて抽象的な方位の観念を児童に理解させることにつながるといふわけである。こうしたローカルで身近な範囲の方法論的称揚は、明治 13 (1880) 年の論説「庶物指教」(山田 1880) でより明確化される。二年前に自ら「物躰指教」と訳した object・lesson の、同時代における定訳を標題とするこの論説のなかで、山田行元は次のように主張する。

此ノ教授ノ資料ニ供スベキ庶物ニハ通常ノ磁物、植物、動物、家具、製造品、器械ノ模形、通貨、度、量、衡及ビ形体ノ見本等ヲ蒐集センコトヲ要ス而シテ其ノ最モ要用ナル者ハ顕微鏡ニ若ク者ナカルベシ又時ニ学生ヲ伴ヒテ動物園、植物園若クハ山野、湖海ノ間ニ遊びテ草木、禽獸或ハ地文上ノ事物ヲ指教スルハ最緊要ノ注意ナリトス(山田 1880: 34)

庶物指教にとっては、教室内で事物をさし示すのみならず、児童とともに「山野、湖海ノ間ニ遊びテ草木、禽獸或ハ地文上ノ事物ヲ指教スル」ことが重要とされる。ここにみられるのは、まさに前節の西村 貞と同じく、児童にとってローカルで身近な範囲の方法論的称揚である。伊藤 (2006b: 2) は、小学校條例取調委員のなかで地文学に関する言説を残しているのは「西村貞ただ一人」とするが、本節での検討からは、前記引用文の「地文上ノ事物」に明らかなように、山田行元も地文学的内容の重要性を主張していたことがわかる。

初等教育における地理教育の重要性にこだわる山田は、「小学教科書編輯ノ新趣向」という論説のなかで、「歴史及博物ノ二科ヲ地理学ニ合セテ之ヲ教授センコトヲ勸メ」てもいる(山田 1878b: 5丁表)。そこでは、「小学教育ニアリテハ幼童ヲシテ徒ニ高尚ナル学科ノ規則ヲ学習スルニ勞セシムルヨリハ寧

実用ニ適切ナル要旨ヲ学知セシムルニ若カズ」(山田 1878b: 6丁裏) という基本認識のもとに、次のような論が展開される。

歴史上ノ沿革事故ハ即是地理上ノ沿革事故博物学中ノ物ハ即是地理学中ノ物タルヲ以テ之ヲ合論スルコト甚便利ナレバナリ…余輩歴史ヲ読ミ某ノ国ノ興亡某ノ地ノ戦争等ヲ講ズルニ当リ地理ニ據ラズシテ其明瞭ナル理會ヲナシ得ヘキヤ否ヤ又人民ノ開化ト野蛮トニ分ル、所以ノ理ヲ考フルニ当リ其国ノ氣候地質地勢等ヲ察セズシテ其因由ヲ知り得可キヤ否ヤ是等ノ實際ヨリシテ考ヘ来ル時ハ歴史学ハ地理ヲ離レテハ一モ明白ナル解明ヲナスコト能ハザル…博物学ハ殊ニ地理学ト相近似ス其動植礦ノ三界ニ就キテ論ズルハ地理書ノ物産論ト相類シ地水雲風気光熱其他ノ現象ヲ論ズルハ現象上ノ地理学ニ同ク天体ニ就キテ論ズルハ殆数理上ノ地理学ニ均シクシテ…(山田 1878b: 5丁表-6丁表)

ここに展開されるのは、大略次のような議論である。すなわち、歴史も博物も抽象的な物事ではなく児童にとって身近な「実際」から教え始めるべきで、それらはローカルで身近な範囲の教授から始めるべき地理の領分でもあるのだから、初等教育にあってはこの際地理に歴史と博物を吸収するかたちで教えてはどうか、という議論である。教科間の縄張り争いの火種にもなりうるこの主張は、「成人ノ食膳ニハ五鼎ヲ備フ可キモ幼児ニアリテハ唯各種ノ食物ヲ混和シテ其精ヲ集メタル単一ノ乳汁ヲ与フルヲ宜トスルナリ」(山田 1878b: 7丁表) という認識に基づくものであった。山田にあっては、この「精ヲ集メタル単一ノ乳汁」こそが、他ならぬ地理学なのであった。この説得力ある認識は後に、明治 24 (1891) 年の「小学校教則大綱」のなかに部分的に姿を現すことになる。そこでは日本歴史が「郷土ニ関スル史談ヨリ始メ」と規定され、山田のいう博物のカウンターパートたる理科は、「最初ハ主トシテ学校所在ノ地方ニ於ケル植物動物鉱物及自然ノ現象」から授けるべきとされる(鳥津 2005: 53)。山田行元の所論はこうして、確かに「郷土」へとつながっていたことが確認される。しかし西村 貞と同様に、わたしは山田行元の明治 19 (1886) 年以前のテキストに、やはり「郷土」の語を見つけることはできなかったのである。

6. 小結

いささか長くなった本章の論述の結論を、ひとまずここで示しておきたい。「小学校ノ学科及其程度」で中央教育法令に初登場した「郷土」は、その条文解説たる「新令小学校学科程度解説」において、ほとんど説明抜きでいち早く頻用され、その意味内容も「小学校ノ学科及其程度」より拡張されていた。これらのことは、郷土の語が、同時代の知識人の語彙に含まれていたことを示すものと考えられる。

「小学校ノ学科及其程度」を立案した小学校條例取調委員には、同時代の師範学校関係者こそ含まれなかったが、「学校近傍ノ地形其郷土」という地理の規定につながる先行テキストを、西村 貞と山田行元が物していた。彼らはいずれも文部省の視学官を務めた「金剛力を有する」（無署名 1891）人材であり、英学と地理教育の双方に通じる点で共通していた。そして彼らは、同時代には開発主義とよばれたペスタロッチ主義あるいは直観教育思潮と、(初等)地理教育とが密接な関係にあることを、ともに鋭く見抜いていた。さらに彼らは、ペスタロッチ主義に基づく初等教育の実践において、ある種のローカルで身近な範域が方法論的に重要な意味をもつことを明確に認識していたのである。かかる見識を有する西村と山田が小学校條例取調委員であったことを考慮するならば、「小学校ノ学科及其程度」における地理の条文に、ローカルで身近な範域をさし示す何らかの語が用いられる必然性は強まっていたといえよう。そもそも、ローカルで身近な範域をさす新たな語が登場する、一定の幅をもった緩やかな必然性は、西村と山田の存在を抜きにしても、ある程度は準備されていた。明治 14 (1881) 年の「小学校教則綱領」における地理の条文は、「学校近傍ノ地形」と「日本及世界地理」の間の範域に関する一切の文言を欠いていた。しかし、こうした中間的範域にまつわる初等地理教育は、直観教育思潮の浸透と軌を一にして、遅くとも明治 10 (1877) 年前後から実践されだしていた（島津 2005: 37-46）。かかる実践に肯定的な人物が、小学校條例取調委員に存在したならば、前述の緩やかな必然性はさらに強まることになる。こうした役割を果たした人物こそ、西村貞と山田行元なのであった。

しかしながら、その語が、それまでほとんど用いられてこなかった「郷土」であらねばならない必然性は、必ずしもなかったというべきである。『大漢和辞典』によれば、ローカルで身近な範域をさし示す漢語として、「郷土」のほかに、「故域」、「故園」、「故丘」、「故郷」、「故山」、「故里」、「郷邑」、「郷

園」、「郷区」、「郷関」、「郷国」、「郷井」、「郷地」、「郷里」など、多数の語が挙げられている（諸橋 1967a: 492-497, 1967b: 299-303）。これらの語彙のなかから、まったく偶然に「郷土」が選びだされたのであろうか。西村と山田のテキストに、現時点で「郷土」を見つけだすことはできず、わたしの「郷土」の探求は、この段階で偶然性の概念を持ちだすことで終わりを告げるかにみえる。しかしここで、一見郷土概念とはまったく無縁に思われる、第三の人物が割り込んでくるのである。それは、明治前期を対象とする従来の開発主義教育史や地理教育史、あるいは理科教育史ではあまり注目されてこなかった、しかし同時代にあっては様々な分野で活躍した人物であった。その人物こそ、次章で取りあげる村岡範為馳（1853-1929）²⁹⁾である。わたしは前稿（島津 2005）を執筆した時点で、村岡範為馳の名をおぼろげに知ってはいたが、まさか自らの論述ストーリーに介入してくる人物だとは思わなかった。この人物の重要性に気づいたのは、2009 年春の『日本地理学会発表要旨集』の原稿（島津 2009）を書いた後、学会発表までの間に、まさに偶発的に村岡の訳書『平民学校論略』を目にしたおかげである。この人物の介入によって、偶然性概念の登場は少ばかり延期されるのである。

IV 村岡範為馳訳『平民学校論略』の意義

1. 村岡範為馳と『平民学校論略』

村岡範為馳は、多面的な相貌を有する人物であった。「日本人として初めて外国誌に論文が掲載された物理学者」とされ（上原 2000）、東京大学教授や京都帝国大学教授を務めた経歴をもつが、女子高等師範学校長心得や東京音楽学校長をも務めるなど、教育行政家として師範教育や音楽教育にも貢献した（思望子 1891, 20: 3, 21: 2; 森 1993: 299-317）。

現時点でのわたしの手持ちの史料に基づく限り、この人物は、「小学校ノ学科及其程度」における「郷土」の語の再登場に、一定の役割を果たしたと推測せざるをえない。とはいえ、これまで縷々述べてきたように、村岡範為馳による、明治 19 (1886) 年以前の「郷土」の使用例が確認できたわけではない。前述の推測を根拠づけるには、まず村岡のライフストーリーと人脈に焦点を当てなければならない。

因幡国八上郡釜口村に生まれた村岡範為馳は、小学校條例取調委員の中川 元や西村 貞と同じく、貢進生（鳥取藩）として大学南校に学んだ逸材であっ

た。村岡・中川・西村の関わりはこれに留まらない。中川と西村がともに「師範学科取調」の第二次留学生としてヨーロッパに派遣されたことは既述したが(Ⅲ章3節参照)、三名いた第二次留学生の残る一名が村岡なのであった。この三名は1878(明治11)年2月12日に、同じ船で横浜を出航している(平田1999:197)。中川がフランスへ、西村が英国へ派遣されたのに対し、統一後間もないドイツに派遣されたのが村岡で、この三名のうち唯一博士号を得たのも他ならぬ村岡であった。彼は当時ドイツに属したストラスブルク大学より、明治14(1881)年に「ドクトル、ヒロソヒーノ学位ヲ得」た(思望子1891,20:2)³⁰⁾。しかし村岡が従った公命はあくまで「師範学科取調」であって、「同年四月五日独逸国ストラスブルク府師範学校卒業」(下線部原文傍線)ともされている(思望子1891,20:2)。そして村岡は帰国後、明治15(1882)年12月27日付で東京大学教授に任じられたが、その翌日に、文部省の「専門普通両学務局兼勤」を命じられている。この兼勤自体は、東京大学医学部講師であった前年10月15日付ですでに申し付けられていた(思望子1891,20:3)。『文部省職員録 明治十七年二月二日改』(文部省1884)によれば、当時の普通学務局には、大書記官・普通学務局長辻新次(1842-1915)の下に、後に小学校條例取調委員に任命されることになる人々の多くが在籍していた。それらの人々とは、久保田 譲(権大書記官・普通学務局副長)、西村 貞(御用掛・体操伝習所主幹・普通学務局兼勤)、野村 綱(御用掛・普通学務局・体操伝習所兼勤)、中川 元(一等属)、山田行元(二等属)、手島精一(東京教育博物館長・普通学務局兼勤)の六名である。そして当時東京大学教授であった村岡範為馳は、やはり「兼文部省専門普通両学務局」として、普通学務局のメンバーに名を連ねているのである。村岡範為馳と、西村 貞および山田行元を含む小学校條例取調委員の主要メンバーは、一時期職場を同じくする同僚であったことがここに確認されるのである。なかでも村岡・中川・西村は、いずれも同じ貢進生の経歴をもつ「師範学科取調」の留学生仲間なのであり、因縁浅からぬ間柄であった。

さて、この「師範学科取調」の第二次留学生三名は、それぞれ留学国の教育書を翻訳・刊行して責務の一端を果たしている。西村 貞は、留学先のフリーチャーチ師範学校の教科書であった *Introductory Text-Book to School Education, Method, and School Management* (Gill 1877) を抄訳し、帰国後の明治14(1881)年に『小学教育新編』として

刊行した(ギル1881)。中川 元は、『『アカデミーフランセーズ』ノ賞誉ヲ得」た(パロオ1885:緒言1)とされる教育書 *Direction morale pour les instituteurs* (Barrau 1879) を、「東京外国語学校に教鞭をとった当時の教え子」(中川1978:236)たる野口保興(1860-1943)³¹⁾に翻訳させ、自らは「中川 元 関」として、やはり帰国後の明治18(1885)年に『小学校教員心得』の名で刊行している。そして、三名のなかで唯一博士号を取った村岡範為馳は、ドイツの教育学者カール・ケール(1830-1885)³²⁾の教育書 *Die Praxis der Volksschule* (Kehr 1873) を翻訳し、帰国前の明治13(1880)年2月に、『平民学校論略』(ケール1880)として文部省よりいち早く刊行しているのである³³⁾。ドイツから訳稿が一早く日本に送られ、村岡が刊行の実務に携わっていなかったこともあってか、『平民学校論略』の巻末には「平野知秋 校」とあり、平野知秋なる人物が校訂にあたったことが知れる。この『平民学校論略』の復刻版の解題には、「著者ツェ・ケール、訳者の村岡範為馳、校者の平野知秋、いずれも、遺憾ながらその経歴・事跡をつまびらかにすることが出来ない」(石川2001:1)と記されるが、ケールはドイツ語版ウィキペディアにも登場する教育学者であり³⁴⁾、村岡はこれまで述べてきた通りの人物である。そして平野知秋(1814-1883)³⁵⁾とは、一般に「平野縫殿」あるいは「平野重久」の名で知られ、佐倉藩士として戊辰戦争時に佐幕の藩論に抗して勤皇を説き、藩主堀田正倫(1851-1911)³⁶⁾を謹慎処分から救った人物である。昌平坂学問所の書生寮に久しく寄留し、後に佐倉藩学問所である成徳書院の教授や総裁を務め、維新後は太政官正院歴史課や修史局に勤めた。明治10(1877)年の修史局から修史館への改組に際して官を辞し、以後は藩史編集に従事した。『平民学校論略』の校訂は、修史館を辞した後の仕事であったことになる。

これまで、『平民学校論略』刊行の経緯や、原著者・訳者・校訂者のライフヒストリーについて長々と述べてきたのには、当然ながら理由がある。すなわち、この明治13(1880)年2月刊行の『平民学校論略』のなかに、後の「郷土」の再登場につながるとみられる、ローカルで身近な領域をさす訳語が、すでに頻出していたからである。次節では、この訳語の具体例について検討してゆきたい。

2. 『平民学校論略』における「郷里」と「郷国」

『平民学校論略』の原書 *Die Praxis der Volksschule* は、そもそもベスタロッツの属したド

イツ語圏の教育書であり、「ペスタロッチについて書いたドイツ書」(稲富 1970: 59)とも評され、ローカルで身近な範囲についての言及がみられることは驚くにあたらない。『平民学校論略』の序文には、「今西暦一千八百七十二年、第五次増補印行ノ書ニ就キテ翻訳ス」(ケール 1880: 1)とある。わたしの手許にある原書は、1873 年刊行の第 6 版 (Sechste Auflage) のファクシミリ版 (Kehr 1873)³⁷⁾であるが、その「第 6 版への序言 (Vorwort zur sechsten Auflage)」には、「この版には、本質的な改訂 (wesentliche Umänderungen) は施されていない。ゴータ、1873 年 7 月 12 日、ケール」と記される (Kehr 1873: viii)。したがって、わたしはこの第 6 版の原文と『平民学校論略』の訳文を対照しつつ、以下の論を進めることにする。

問題の訳語が頻出するのは、原書の“IV. Der Unterricht in den Realien”における最初の項目“1. Der geographische Unterricht”の訳文においてである。翻訳者はこれらの標題を、それぞれ「実学教授」および「地理教授」と訳すが、後者はともかく、前者は後に棚橋 (1903) が「実科教授」として言及するもの (地理・歴史・理科) に相当する³⁸⁾。まず、いささか冗長になるが、『平民学校論略』の訳文をいくつか引用する (括弧内番号はわたしが便宜的に付けたものであるが、引用文中の括弧・傍点・傍線は原文のままである)。

(1) 地理ノ教授ニハ宜シク遠隔セル他国ノ事ヲ後ニシテ近親ナル郷国ノ事ヲ先ニス可シ」夫レ人ノ在セハ郷国ニ在ルコト最久シ然ルニ郷国ノ事ヲ疎遠ニシテ他国ノ事ヲ詳知セシメントスルノ戻理ナルハ論セシテ明カナレハ我輩ハ贅言ヲ費サスシテ世人ノ能ク何ノ故ニ郷国ノ風土政体歴史開化史寺社等ヲ以テ地理教授ノ発端ト為スヲ理會スルヲ信スルナリ他ノ教科ニ於ルカ如ク地理ニ於テモ亦概想ヨリ誘導シテ理會ニ入ラシムルヲ善トス而シテ其概想物ハ生徒ノ生国住所ヨリ求メ得ルナリ…右ノ如ク郷国ノ事ヲ以テ概想物ト為サ、ルトキハ其教授ハ事ヲ教フル者ニ非スシテ生徒理會セサルノ語辭ヲ堆積シ空シク之ヲ記憶セシムル者ナリ (ケール 1880: 391-392)

(2) 生徒既ニ実験目撃ニ由テ郷国近傍ニ関係スル者ヲ学テ之ヲ知り而シテ後ニ始メテ進テ外国他邦ノ事ニ及フ可シ」之ヲ行フノ法他無シ既ニ概想シ学ヒ得シ所ト学ハント欲スル所ノ者トヲ結合比較シテ之ヲ理會セシム可キノミ (ケール 1880: 392)

(3) 今生徒ヲシテ地図ヲ製セシメ以テ地理学ノ益ヲ得ント欲セハ其生徒ハ先ツ其郷里ノ地理ニ略達セサル可ラス郷里及其近傍ノ地理ハ生徒ノ畧自ラ目撃スル所ナリ教師ハ生徒ノ前ニ於テ之ヲ塗板(平地ニ於テ

スレハ最善シ)ニ画キ生徒ヲシテ明カニ真ノ地勢ヲ以テ其図ニ比較シ得セシム可シ (ケール 1880: 403)

(4) 第二級ヨリハ毎週一時間ヲ以テ郷里ノ事ヲ教ヘ以テ地理学ノ基本ヲ為ス…第三級…郷里学終リテ後郷国学ヲ授ク先ツ第一ニゴータノ林木田野ノ形状及製造氣候風俗ノ異、禽獸草木等ノ事ヲ述フ生徒既ニ郷国地理ノ概略ヲ学ヒ終リテ後其各小部ノ細事ヲ教フ…冬季半年ニ於テハ自国ノ学ヲ授ク独逸国ノ格物図及政事図ヲ壁面ニ並ヘ掲ケ先ツ全図上ニ就テ小国ゴータヲ索メテ之ヲ独逸全国ノ大サニ比シゴータノ境界ヲ定メサキソン諸候及隣国ノ事ヲ略述シ… (ケール 1880: 415-418)

次いで当該部分の、フラクトゥール (ドイツ文字) で印刷された原文を判読して引用する (括弧内番号は訳文に対応する。原文のゲシュペルト (隔字体) は下線で、原文のゴシックはイタリックで示した)。

(1) Nicht das Entfernte und Fremde, sondern das Naheliegende und Heimathliche ist beim geographischen Unterrichte die Hauptsache. Für die meisten Menschen ist die Heimath der einzige und lebenslängliche Schauplatz ihrer Thätigkeit. Da es nun unnatürlich sein würde, die Menschen mit der Fremde vertraut zu machen und mit der Heimath unbekannt zu lassen, so bedarf es keiner weiteren Begründung, warum der geographische Unterricht vor Allem die geographischen (bürgerlichen, staatlichen, geschichtlichen, culturhistorischen, kirchlichen) Verhältnisse der Heimath zum Gegenstande und Ausgangspunkte der Betrachtung zu machen hat. Wie aller Unterricht, so soll auch der geographische Unterricht Anschauungsunterricht sein, d. h. er soll von Anschauungen ausgehen und zu Begriffen weiterschreiten. Diese Anschauungen aber kann allein der Geburts-, resp. der Wohnort des Schülers, d. h. die Heimath, bieten. … Ohne diese Anschauung der Heimath ist der spätere Unterricht kein lebensvoller Sachunterricht, sondern ein hohles Wortgeklengel mit unverstandenen und nur gedächtnißmäßig angeeigneten Definitionen. (Kehr 1873: 206-207)

(2) Erst wenn der Schüler die hauptsächlichsten geographischen Grundbegriffe durch unmittelbare Wahrnehmung der heimathlichen Verhältnisse sich angeeignet hat, kann zur Betrachtung der Fremde weitergeschritten werden. — Vom Nahen zum Fernen! Es geschieht dies durch Zusammenstellung und Vergleichung mit Bekanntem und durch Anreihung an klar

Angeschautes und richtig Verstandenes. (Kehr 1873: 207)

(3) Soll das Kartenzeichnen den erwünschten Nutzen bringen, so muß dasselbe schon freilich im ersten Unterrichte der Heimathskunde vorbereitet werden. Die heimathliche Umgegend, die der Schüler aus unmittelbarer Anschauung kennen gelernt hat, muß vor seinen Augen an der schwarzen Wandtafel (am besten ist es, wenn die selbe auf den Fußboden gelegt wird) kartographisch dargestellt werden, so daß er die Landkarte als ein Bild des Landes im Kleinen und seine Heimath als eine Landkarte im Großen betrachten lernt. (Kehr 1873: 213)

(4) Mit *Classe II* (wöchentlich 1 Stunde) beginnt der geographische Vorbereitungsunterricht in der Form der *Ortskunde*. ... *Classe III* ... Von der Ortskunde wird sodann zur *Heimathskunde* weitergegangen. Zuerst wird das heimathliche Land (das Herzogthum Gotha) in seinen charakteristischen Formen betrachtet: die Waldgegend und die Landgegend und die dadurch bedingten Unterschiede in der Industrie, im Klima, im Volkscharakter, in der Thier- und Pflanzenwelt etc. Nachdem so die Kinder einen Ueberblick über das Ganze der Heimath — “soweit das Auge reicht” — bekommen haben, wird zur Betrachtung des Einzelnen geschritten. ... Im Winterhalbjahre Vaterlandskunde! Die physikalische und politische Karte von Deutschland werden im Schulzimmer nebeneinander aufgehängt. Das kleine Land Gotha wird aufgesucht und mit der Größe Deutschlands verglichen. Die Grenzen Gotha's werden bestimmt. Die sächsischen Fürstenthümer — unsere Nachbarn — werden nur kurz betrachtet. (Kehr 1873: 218-220)

稲富 (1970: 59-61) は『平民学校論略』の訳文に関して、「直観」と訳されるべき *Anschauung* を村岡が「概想」と訳したとして論難し、「真意を理解せずに、ただ日本語（しかもきわめて当を失した）に並べかえただけという感じが深い」と評する。そして『平民学校論略』は、当時の日本の教育界では「ほとんど問題にならず、闇から闇に葬られたことであろう」として、「日本の学会に及ぼせる影響などは皆無であったといわねばならない」と切り捨てている。確かに訳文は生硬であって、必ずしも第5版の原文に忠実に訳されていない個所が多く³⁹⁾、誤訳などもないわけではない。しかし、利用可能な独

和辞典や定訳があまりなかった明治前期の状況を勘案するならば、この訳文はむしろ評価されるべきかもしれない。いずれにせよ、わたしの主要な関心は、これらの点を論評することではなく、ローカルで身近な範域をさす語として訳文に頻出する、「郷里」や「郷国」にこそある。また、「郷里学」や「郷国学」という訳語も注目される。原文に忠実に訳されていたならば、明解な直観教育思潮の教科書になったであろう『平民学校論略』のなかで、「郷土」にきわめて近い漢語（Ⅲ章6節参照）が頻繁に用いられていたのである。洋書翻訳に際して、『西国立志編』における「郷土」にも似た、ある種の高尚性を帯びた漢語の動員（島津 2005: 34-35）が、やはりここでもみられたと述べている。「郷里」や「郷国」はいずれも、わたしがこれまで目にした、明治19(1886)年以前の開発教授論にまつわる同時代のテキストや学則・法令上では確認しえなかった語である。

これらの訳語は、必ずしも原語と一対一の対応関係をもって用いられているわけではない。*Heimath* は「郷国」と訳されるが、*Heimathskunde* は「郷里ノ地理」あるいは「郷国学」に対応している。*das Naheliegende und Heimathliche* は「近親ナル郷国」、*der heimathlichen Verhältnisse* は「郷国近傍ニ関係スル者」、そして *die heimathliche Umgegend* は「郷里及其近傍ノ地理」と訳されている。一方で、*Ortskunde* には「郷里ノ事」あるいは「郷里学」という訳語が当てられている。全体的にみれば、前掲の引用文を検討する限りでは、*Heimath* 系の原語には「郷里」と「郷国」の双方が用いられるが、*Ort* 系の原語には「郷里」のみが用いられている。*Ortskunde* とは「地理の入門的授業 (der geographische Vorbereitungsunterricht)」であり、教室内部から「ゴータ市街およびその周辺地域の地図像 (ein Kartenbild der Stadt Gotha und der nächsten Umgebung)」までを扱うのに対し、*Heimathskunde* は、「ゴータ公国 (*das Herzogthum Gotha*)」という領邦国家スケールの地理的事象を扱う授業である (Kehr 1873: 218-219)。*Heimathskunde* は *Ortskunde* の次に行われるのであって (Kehr 1873: 219)、翻訳者はこのペスタロッチ主義に基づく順序を正しく理解し、「郷里学終リテ後郷国学ヲ授ク」と訳している (ケール 1880: 417)。翻訳では、概ね教室内から都市スケールまでの範域が「郷里」とされ、より広域の領邦国家スケールの範域が「郷国」とされていると解してよいであろう。ケールのいう *Heimath* を「郷国」と訳し、*Heimathskunde* を「郷国学」

と訳す⁴⁰⁾ことは、領邦国家スケールという点からみたとき、漢語として相対的に妥当な選択であったと思われる。むしろ、「郷里」が「郷国」と並んで *Heimath* 系原語の訳語とされてしまう混乱は、指摘しておかねばならない。

こうした、ローカルで身近な範域をさす訳語の最終的な決定に際して、「校」を担当した平野知秋はどの程度関与していたのであろうか。譜代大名である堀田家の重臣として活躍した人物の名が、わざわざ『平民学校論略』の巻末に記される以上、平野が機械的なゲラ校正のみを担当したとは考えにくい。しかしまた、わたしは現時点では、彼がドイツ語を学んだ形跡を見出すことができていない。平野がドイツ語の原文にあたって逐一訳文を検討したとは考えにくい、明治 13 (1880) 年の時点で満 27 歳に過ぎなかった村岡範為の訳文に、昌平坂学問所で学んだ満 66 歳の老漢学者が、文部省刊行の書物に相応しい文飾を施したということであろうか。「郷里」や「郷国」の訳語の選択や、前述した訳語の混乱に、平野が関与したのかどうかは、現時点では不明である。しかし、仮に彼の関与があったとしても、『平民学校論略』の原書を見出したのはドイツ滞在中の村岡であり、原文から直接訳文を起こしたのも、間違いなく村岡であろう。そして、小学校條例取調委員の主要メンバーと、文部省普通学務局で職場を同じくしたのも、明治 16 (1883) 年に没した老漢学者ではなく、ストラスブルク大学で学位を取ったばかりの若き物理学者なのであった。わたしにとっては、こちらのほうがより重要なことのように思える。

そしてわたしは、『平民学校論略』が「闇から闇に葬られたことであろう」(稲富 1970: 59-60) とする見解に抗いたい。生硬な訳とはいえ、「師範学科取調」の第二次留學生が遠国から送った訳稿が、本人の帰国前にいち早く文部省から刊行されたのである。明治 10 年代半ばから後半にかけてのペスタロッチ主義の全盛時代に、文部省の教育政策関係者や師範学校関係者がこの書を目にしなかったはずがない。いや、おそらく単に目にしただけではない。少なくともⅢ章 2 節で引用した、明治 19 (1886) 年 6 月の「新令小学校学科程度解説」における「親近の地理を先とし疎遠なる地理を後となすは至当の事なれば」(無署名 1886c: 4) という文言には、「地理ノ教授ニハ宜シク遠隔セル他国ノ事ヲ後ニシテ近親ナル郷国ノ事ヲ先ニス可シ」という、『平民学校論略』の訳文(ケール 1880: 391) の影響が感じられる。そしてまた、「小学校ノ学科及其程度」

における「郷土」の再登場に、この書の「郷里」や「郷国」が何の影響をも及ぼさなかったとは考えにくい。何しろ、ローカルで身近な範域をさす、「郷」を含んだ漢語それ自体の使用例を、わたしは同時代の開発教授論に関わるテキストや学則・法令上に、未だ見出すことができていないのである。米国経由でペスタロッチ主義が導入された、東京師範学校系列の開発教授論にとって、「郷」の漢字は、明治 19 (1886) 年まで縁遠いものであったというのが現段階でのわたしの印象である。むしろ、ローカルで身近な範域が、領邦国家というかたちで人々の精神に長きにわたって定着し続けてきたヨーロッパの歴史的現実こそ、「郷」の漢字が貼りつけられる対象としては相応しい。「師範学科取調」の第一次留學生の一人であった、米国帰りの高嶺秀夫が制定に関与した明治 14 (1881) 年の「小学校教則綱領」に、「学校近傍ノ地形」はあっても「郷」はない(島津 2005: 46)。このことは、一年前に刊行された『平民学校論略』の影響力が限定的であったことを確かに物語る。しかしエクリチュール(書き言葉)は、発話と共に消え失せるパロール(話し言葉)とは異なり、持続的なモノとして残り続けるのであって、それはパロールを介しつつ、さらなるエクリチュール生産の枠組みとなりうるのである。エクリチュールとしての『平民学校論略』の「郷」は、村岡範為と、西村 貞や山田行元や他の小学校條例取調委員たちとの間に交わされたパロールを介しつつ、「小学校ノ学科及其程度」の制定過程における、ローカルで身近な範域をさすエクリチュールの選択に、ある種の枠組みを与えたのではないだろうか。「郷」を含む漢語が登場する、一定の幅をもった緩やかな必然性が、そこには存在したのではないか。これが、現段階での手持ちの史料に基づいた、わたしの推測である。

V 結論—郷土概念と初等地理教育の偶有的接合—

以上、わたしはⅡ章からⅣ章にかけて、「郷土」概念と初等地理教育の実践が、「小学校ノ学科及其程度」において接合されるまでのプロセスとコンテキストについて論述してきた。冗長であったかもしれないが、わたしは現時点で可能な限り多くの先行文献と史料にあたり、問題となっている事態をとりまく諸状況を、最大限実証的に分厚く記述することを心がけたつもりである。以下では、これまでの論述を要約し、最後に本稿の結論として、郷土概念と

初等地理教育の実践が、「小学校ノ学科及其程度」においていかにして偶有的に接合されることになったのかを述べてゆく。

「郷土」の語は、明治19(1886)年以前は、教育界でも一般社会でもほとんど用いられていなかった。『西国立志編』や『大日本租税志』にみられる僅かな使用例は、漢学者の洋書翻訳に伴う高尚な漢語の動員であり、また古代律令制における漢文体法令の読み下し文であった。明治8(1875)年前後より、ペスタロッチの直観教育思潮に基づく開発教授論が初等教育界を席捲し、ローカルで身近な範囲の方法論的重要性は官立師範学校の関係者を中心に認識されていた。しかし「郷土」の語や「郷」を含む漢語が、ローカルで身近な範囲を扱う初等地理教育にまつわる同時代史料に用いられた痕跡は見出せなかった。

明治19(1886)年5月の「小学校ノ学科及其程度」において、「学校近傍」より広く「郡区」より狭い範囲をさす概念として中央教育法令に初登場した「郷土」は、翌月発行の『教育時論』に掲載された「新令小学校学科程度解説」ですぐさま頻用され、漢学の素養をもつ同時代の知識人の語彙に含まれる語であったことが想定しえた。

「小学校ノ学科及其程度」の立案に携わった小学校條例取調委員のなかで、「学校近傍ノ地形及其郷土郡区府県」につながるテキストを物していたのは、いずれも20歳代で師範学校長を務めた西村 貞と山田行元であった。西村は今でいう理科教育の専門家であり、山田は地理教育の専門家という存在であった。彼らはいずれも、ペスタロッチ主義の要点を理解し、その見地からすれば、初等教育のなかで地理教育が出発点ともいえるべき位置を占めることを鋭く見抜いていた。さらに彼らは、ペスタロッチ主義に基づく初等地理教育において、ローカルで身近な範囲が方法論的に重要であることを明瞭に認識していた。西村と山田が物した、初等地理教育にまつわるテキストには、「郷土」も「郷」も見出せなかった。しかし少なくとも、「小学校ノ学科及其程度」に、ローカルで身近な範囲をさし示す何らかの語が出現する緩やかな必然性は、西村と山田によって確実に準備されていた。

西村 貞や中川 元と同じ貢進生の出身で、「師範学科取調」の留学仲間でもあった村岡範為馳は、西村や中川や山田行元を含む後の小学校條例取調委員のメンバーと、文部省普通学務局で一時期職場を共にした。村岡はドイツ留学中に *Die Praxis der Volksschule* を翻訳し、日本に送られた訳稿は

昌平坂学問所に学んだ漢学者平野知秋の校訂を経て、『平民学校論略』の名で明治13(1880)年2月に刊行された。ペスタロッチと同じドイツ語圏の原書は、その直観教育思潮を体現しつつ、ローカルで身近な範囲としての、領邦国家スケールの *Heimath* を方法論的に重視した。そこでは地理教授が、*Ortskunde* から *Heimathskunde* に進むべきとされた。翻訳者は *Ortskunde* に「郷里学」、*Heimathskunde* に「郷国学」の語をあて、概ね「郷里」を教室内から都市スケールまでの範囲(*Ort*)に、「郷国」を領邦国家スケールの範囲(*Heimath*)に対応させた。文部省が刊行し、翻訳者が小学校條例取調委員と密な関係にあった『平民学校論略』は、ペスタロッチ主義を信奉する小学校條例取調委員に対して、「郷」という漢字の使用を枠付ける役割を果たした。

以上が、Ⅱ章からⅣ章までの論述の要約である。要するに、「小学校ノ学科及其程度」の制定に際しては、「学校近傍」より広く「日本」より狭い、ある種のローカルで身近な範囲をさし示すために、「郷」を含んだ何らかの漢語が用いられる緩やかな必然性が存在したのである。換言すれば、「郷」を含み、ローカルで身近な範囲をさす高尚性を帯びた漢語が、初等地理教育の実践と結びつけられる緩やかな必然性が存在したのである。なぜ緩やかな必然性なのかといえ、Ⅲ章6節で挙げたように、「郷」を含み、ローカルで身近な範囲をさす高尚性を帯びた漢語はたくさん存在したからである。そのなかには、『平民学校論略』で頻用された「郷里」や「郷国」もむろん含まれていた。

しかしおそらく、「小学校ノ学科及其程度」の立案者たちにとって、「郷国」という選択肢は存在しなかったであろう。なぜなら、『平民学校論略』において、ヨーロッパの領邦国家スケールとの対応が想定された「郷国」は、当時の日本では「紀伊国」とか「近江国」といった令制国スケールを想起させるものと受け取られたであろうからである。わたしは、『平民学校論略』の翻訳者が、こうした令制国スケールと領邦国家スケールとの対応を念頭に置きつつ、*Heimath* に「郷国」の漢語を与えた可能性も否定できないと思う。町村あるいは郷庄スケールの限定的範囲をさし示すために、「郷国」は相応しくないと判断された可能性は、きわめて高いといわねばならない。では、『平民学校論略』のもう一つの頻出漢語である「郷里」はどうか。これは「郷国」のごとく、特定のスケールを想起させない中立的な漢語ではなかったのか。ここでわたしが想起するの

は、島津（2005: 30）の冒頭に引用した、「郷土」にまつわる柳田國男の次のような文章である。

郷土は其實に於て故郷郷里、乃至は生れ在所といふ言葉と、格別の相異を持つて居ない。たゞ後者は使用の永い月日に於て、当初予期しなかつた色々の聯想を蓄積して居るのである（柳田 1931: 15）

柳田は昭和 6（1931）年の時点で、「故郷郷里」という漢語は、「郷土」に比べて「当初予期しなかつた色々の聯想」を想起させるといっている。この「色々の聯想」とは、例えば「故郷に錦」などといったような、いわば局所へのエモーショナルな愛着であり、あるいは「お国自慢」といったような、いわば局所へのポリティカルな執着なのであった（柳田 1931: 15）。小学校條例取調委員の胸の内は知る由もないが、あるいは「郷里」は、エモーショナルな含みをもった、それほど高尚ではない、法令条文にはあまり相応しくない漢語と受け取られたのかもしれない。「故郷」も、同様の理由で排除された可能性がある。しかしそれでも、まだ「郷園」もあれば「郷区」もある。「郷井」もあれば、まだ「郷地」も残されている。ここでわたしは、はじめて偶然性の概念を持ちだすことになる。じつは本稿の努力の大半は、この偶然性に支配されるエリアの外枠を、できる限り狭めることに費やされたといつてよい。郷土概念と初等地理教育の実践は、西村や山田によるローカルで身近な領域の称揚や、『平民学校論略』の「郷」に枠付けられた緩やかな必然性と、用語選択にまつわる上述の偶然性のはざまで、偶発的に接合されるに至ったというのが、現段階での手持ちの史料に基づくわたしの結論ということになる。

むろん、この結論は所詮仮説であって、今後の新史料の出現状況の如何により、仮説の帰趨は大きく左右されることになろう。わたしの仮説にとって逆方向の史料が今後見出されるかもしれないが、それも研究の進歩である。

注

- 1) 林(2009: 34)は、『郷土』の語は一八九一年(明治二四年)制定の『小学校教則大綱』に初めて法令上の用語として用いられ」と記すが、未だに流布しているこの見解が先行研究の不十分なサーヴェイに基づく初歩的な誤りであることを、わたしは前稿で指摘しておいた(島津 2005: 31, 57)。
- 2) 人物の生没年は、とくに注記しない限り、日本近代教育史事典編集委員会(1971)、唐澤(1984)、秦(2002)のいずれかによる。
- 3) 山田(1877: 1 丁裏-4 丁表, 1878a,b, 1880)、西村(1884a,b)、無署名(1884b)、無署名(1884-85)、能勢(1885)、無署名(1885a,b)、湯本(1885a,b)、郡司(1886)。
- 4) 小松(1964)、影山(1967)、堀松(1967)、稲富(1970)、中川(1974, 1975)、内山(1976)、新井(1993)、Lincicome(1995)。
- 5) 赤津学校文書(登録番号 0r-7985-10)。
- 6) 駒ヶ根市立博物館には、赤津学校文書のなかに関連史料として『中等科五級教授草稿 第四号』(登録番号 0r-7989-1)と『中等五級教授草稿 第五号』(登録番号 0r-7989-2)が所蔵される。両者にはいずれも、長野県の地誌に関わる中等科第五級の地理教案が含まれているが、「郷土」の文言はやはりみられない。
- 7) 中村(1992: 57-62)による。
- 8) 『官報』第 609 号、第 621 号。
- 9) 『官報』第 621 号。
- 10) 日野(1983)による。
- 11) 没年は無署名(1904)による。
- 12) 『日本之小学教師』第 1 巻第 9 号(明治 32 年 12 月 15 日発行)に掲載された、「山田行元君自叙伝」(無署名 1899c: 42)、および無署名(1899a)による。前者は、千葉県教育会館専務理事を務めた御園生卯七(1863-1944)によって、『房総郷土研究』に再録されている(御園生 1934)。これには御園生による解題が付されているが、初出が『日本之小学教師』であることは触れられていない。
- 13) 無署名(1899b: 39)によれば、大窪は「嘉永六年冬十二月金澤の自邸に生れたり」という。旧暦の嘉永 6 年 12 月のうち、12 月 3 日が新暦の 1854 年 1 月 1 日にあたる(野島 1987: 272)。ここでは大窪の生年を 1854 年と推定しておく。没年は不明である。
- 14) 折田と服部の小学校條例取調委員への任命は、『官報』では確認できていない。なお、服部の任命は明治 19(1886)年 1 月 21 日付であることが、『服部一三翁景伝』に記載されている(勝田 1943: 43, 324)。
- 15) プロフィールの出典は、とくに注記しない限り、これまで生没年の表記に際して用いた文献による。
- 16) 留学先の情報については、生没年の表記に際して用いた文献に加えて、手塚・国立教育会館(1992)を参照した。
- 17) 貢進生については唐澤(1990)を参照。
- 18) 中川 元の留学先は明らかでない。ちなみに中川は、「師範学科取調」のためにフランスの師範学校に入学することの無意味さを、文部省に重ねて訴えていた(鈴木 1990: 27)。
- 19) ノ、生(1903: 109-116)、鈴木(1903: 77)による。
- 20) 西村に関する先行研究として、伊藤(2006a,b, 2007)、白石(2008)がある。山田に関する先行研究としては、中川(1978: 118-134)、水原(1990: 537-539)、白井(1993, 1996, 2001)が挙げられる。
- 21) 小菅(1900: 36)によれば、西村は「実に教育界の不幸

- の士なり、大に世に遇せらるべくして不遇に陥られたる教育家なり」という。また御園生 (1934, 1(6): 2) によれば、山田が千葉師範学校長を辞めたのは「性豪胆不屈で教育の為に県の当局と争ひ遂に衝突し」た結果という。ちなみに、長野県師範学校長を務めた開発主義の一唱導者能勢 栄 (II 章参照) も、長野県当局と争い、「職務上専断と云ふ名目の下に罰俸を申付られ」て県を去った (無署名 1899-1900, 17: 38)。壮年期に病に斃れたのも、西村や山田と同じである。
- 22) IEP (The Internet Encyclopedia of Philosophy: A Peer-Reviewed Academic Resource) のウェブサイト (<http://www.iep.utm.edu/huxley/>) による。
- 23) 伊藤 (2006b) は、「小学校ノ学科及其程度」における「理科」の条文に地文学的内容が盛り込まれた点に注目し、そこに西村 貞の寄与をみている。これは優れた考察であるが、「小学校教則綱領」では地理に含まれていた地文学的内容が、「小学校ノ学科及其程度」では「地理ではなく理科で教えられることになった」(伊藤 2006b: 2) とする理解は問題を孕む。「小学校ノ学科及其程度」の地理の条文における、「学校近傍ノ地形」や「地球ノ形状昼夜四季ノ原由」もまた、地文学的内容に他ならない。西村は、地理の条文の起草にも関わった可能性が高いといえよう。
- 24) 総合目録ネットワークシステム (<http://unicanet.ndl.go.jp/psrch/ToPSearch.do>) の著者名検索による。
- 25) 開蒙社は、翌明治 6 (1873) 年 3 月に公立小学校 (第二中学区三番小学) となり、山田はそこで 5 月頃まで教えた。同じ 5 月に、校名は御田学校と改められた (無署名 1899c: 43; 東京都港区教育委員会 1987: 105)。
- 26) これは明治 11 (1878) 年当時、一橋通町にあった文部省所轄の東京外国語学校のことであろう (文部省 1880: 38-39, 418)。
- 27) 水原 (1990: 539) は山田行元の教育論を、「高嶺らが推進していた開発主義教授方法を基調とするものであった」と評している。
- 28) EUdict (European dictionary) のウェブサイトを利用した、独語から英語への翻訳 (<http://www.eudict.com/lang=gereng&word=Anschauungsunterricht>) による。
- 29) 鳥取県立図書館には『村岡範為馳履歴書』が所蔵されている (請求記号 289-143-郷土 H)。これは毛筆で書かれた履歴書のコピーであり、原本の所在は明らかでない。履歴書は二種類あり、最初のものには大正 2 (1913) 年までの簡略な履歴が記されている。二番目の履歴書には、明治 24 (1891) 年までの詳細な官歴が記載されている。この後者を活字化したと思われるのが思望子 (1891) であり、本稿の論述はこの活字本に依拠した。ちなみに原本コピーと活字本の間には、記載内容に微妙な差異がみられる。
- 30) これは炭素材の電気抵抗の研究によるものであり、村岡は「日本人として初めて外国の博士号を得」たとされる (上原 2000: 10)。
- 31) 原田 (1985) による。野口保興も多面的な相貌をもつ人物で、フランスの「マルセイユ理科大学に入り数学を専修」(下線部原文傍線) し、帰国後は「実地地理学家として世に重んぜられ、多数の地理書を著した。女子高等師範学校教授兼高等師範学校教授を務め (無署名 1900: 50-51)、退官後は「中等学校地理教員人事の黒幕的存在にのしあが」ったとされ (中川 1978: 235)、また帝国女子専門学校の副校長に迎えられて家政学関係の科目を担当し、「家政学の先覚者」(原田 1985) と評されている。
- 32) Anonymous (1909: 808) による。氏名の表記は、Kehr (1873) には“C. Kehr”と記されるが、Anonymous (1909: 808) では“Kehr, Karl”となっている。
- 33) ケールは 1871 年にゴータ (Gotha) の師範学校長 (Seminardirector) となり、1873 年にはハルパーシュタット (Halberstadt) の師範学校長になったという (Anonymous 1909: 808)。この記述は、1872 年刊行の原書第 5 版の翻訳である『平民学校論略』の序文における、「此書原本ハ、独逸国ゴータ府師範学校長ツェケル氏ノ著セル所ニシテ」(下線部原文傍線) という記述と整合するものである (ケール 1880: 1)。ちなみに「ツェケル」とは“C. Kehr”をドイツ語読みでカタカナ表記したものである。この序文は村岡範為馳によるものであろう。
- 34) http://de.wikipedia.org/wiki/Carl_Kehr
- 35) 渡辺 (1896)、史談会 (1909: 80-81)、小倉 (1988: 71)、学海日録研究会 (1992: 346-347) による。
- 36) 小倉 (1986: 126) による。
- 37) Adamant Media Corporation による Elibron Classics Series (www.elibron.com) の一冊であり、2008 年に刊行された。このファクシミリ版の刊行に際して、新たに付加された表紙や中表紙の著者名は“Karl Kehr”となっている。
- 38) 棚橋 (1903: 1) は「実科とは、独逸語の Realien の訳語にして、言語科数学科等の如き、形式的諸教科に対して、地理歴史理科等の如き、実質的諸教科に与へられたる所の総称なり」と記している。
- 39) 第 5 版と第 6 版の間に、「本質的な改訂 (wesentliche Umänderungen)」(Kehr 1873: viii) はなかったにせよ、多少の字句の変更等があった可能性は残されている。
- 40) 後に棚橋 (1903: 51) は、類似の概念である Heimatkunde を「郷土科」と訳すことになる。

文献

- 新井孝喜 1993. 「開発教授論争」の教育内容論的検討. 教育方法学研究 11: 93-115.
- 石川松太郎 2001. 第 3 巻 ツェ, ケール著 文部省印行『平民学校論略』. 石川松太郎編『近代日本学校教育論講座 3 平民学校論略』1-4. クレス出版.
- 伊藤稔明 2006a. 新教科“理科”誕生と実業教育思想. 理科教育学研究 46(2): 1-10.
- 伊藤稔明 2006b. 「小学校ノ学科及其程度」と地文学. 理科教育学研究 47(1): 1-6.

- 伊藤聡明 2007. 小学科課程表と文部少書記官西村貞一理科新設に着目して、愛知県立大学児童教育学科論集 41: 1-10.
- 稲富栄次郎 1970. 明治時代の新教育思想の動向、小原國芳編『日本新教育百年史 第1巻 総説(思想・人物)』50-80. 玉川大学出版部.
- 上原和也 2000. 村岡範為馳のこと一日本人として初めて外国誌に論文が掲載された物理学者、大学の物理教育 2000(3): 9-13.
- 内山信政 1976. 地理教育、長野県教育史刊行会編『長野県教育史 第六巻 教育課程編三』1-178. 長野県教育史刊行会.
- 岡本憲幸 2009. 郷土玩具と地域像一岡山県美作地方の泥天神の現在、人文地理 61: 249-265.
- 小倉 博 1986. 佐倉藩、藩主人名事典編纂委員会編『三百藩藩主人名事典 第二巻』116-126. 新人物往来社.
- 小倉 博 1988. 佐倉藩、家臣人名事典編纂委員会編『三百藩家臣人名事典 第三巻』67-74. 新人物往来社.
- 掛本勲夫 1990. 文部省視学官制度の成立過程、鈴木博雄編『日本近代教育史の研究』32-71. 振学出版.
- 影山 昇 1967. オスウェーゴ運動と明治前期のわが国のベストロッチャー主義教育、愛媛大学紀要(第5部 教育科学) 14(1): 1-18.
- 学海日録研究会 1992. 『学海日録 第五巻』岩波書店.
- 勝田銀次郎 1943. 『服部一三翁景伝』服部翁顕彰会.
- 加藤幸治 2008. 郷土玩具愛好運動の地域的実践一紀州郷土玩具研究会の活動を中心に、民具研究 137: 1-14.
- 唐澤富太郎編 1984. 『図説教育人物事典一日本教育史のなかの教育者群像 上巻・中巻・下巻』ぎょうせい.
- 唐澤富太郎 1990. 『唐澤富太郎著作集 第4巻』ぎょうせい.
- 菊地勝之助 1970. 地理教育の発達と革新、小原國芳編『日本新教育百年史 第1巻 総説(思想・人物)』411-418. 玉川大学出版部.
- ギル, J. 著, 西村 貞訳 1881. 『小学教育新編(全5巻)』金港堂.
- 倉澤 剛 1965. 『小学校の歴史Ⅱ一小学校政策の模索過程と確立過程』ジャパンライブラリービューロー.
- 倉澤 剛 1975. 『教育令の研究』講談社.
- 郡司篤則 1886. 実物教授論、教育時論 55: 7-8, 57: 11-12, 58: 7-9.
- ケール, C. 著, 村岡範為馳訳 1880. 『平民学校論略』文部省.
- 小菅松内 1900. 西村貞先生小伝、日本之小学教師 17: 36-38.
- 小松周吉 1964. 明治20年前後における開発教授と実業教育一石川県学事報告を中心として、教育学研究 31: 160-166.
- 史談会 1909. 『国事鞅掌報効志士人名録 第一輯』史談会.
- 思望子 1891. 理学博士村岡範為馳君、教育新報 19: 2, 20: 2-3, 21: 1-2, 22: 1.
- 島津俊之 2005. 明治前期の郷土概念と郷土地理教育、和歌山地理 25: 30-63.
- 島津俊之 2009. 郷土概念と地理教育の偶有的接合一明治19年「小学校ノ学科及其程度」をめぐる、日本地理学会発表要旨集 75: 29.
- 白井哲之 1993. 山田行元とその業績、千葉大学教育学部地理学研究報告 4: 7-11.
- 白井哲之 1996. 千葉師範学校初代校長・山田行元自叙伝についての一考察、千葉大学教育学部地理学研究報告 7: 55-62.
- 白井哲之 2001. 明治期地理教科書執筆者山田行元の研究一教育学関係諸論文の検討、早稲田大学大学院教育学研究科紀要 11: 83-95.
- 白石崇人 2008. 1880年代における西村貞の理学観の社会的役割一大日本学術奨励会構想と大日本教育会改革に注目して、科学史研究 246: 65-74.
- 鈴木武二郎 1903. 『教科書事件実記一空前絶後の大疑獄』文友堂.
- 鈴木博雄 1990. 明治期文部官僚の形成過程、鈴木博雄編『日本近代教育史の研究』17-31. 振学出版.
- 関戸明子 2009. 明治43年の群馬県教育品展覧会と郷土誌編纂事業、えりあぐんま 15: 41-53.
- 棚橋源太郎 1903. 『尋常小学に於ける実科教授法』金港堂.
- 手塚 晃・国立教育会館 1992. 『幕末明治海外渡航者総覧(全3巻)』柏書房.
- 東京都港区教育委員会 1987. 『港区教育史一百二十年の教育のあゆみ 上巻』東京都港区教育委員会.
- 内閣官報局 1977. 『法令全書 第十九巻ノ三』原書房.
- 中川浩一 1978. 『近代地理教育の源流』古今書院.
- 中川 隆 1974. わが国における開発教授論の形成過程一東京師範学校を中心にして、東京学芸大学紀要(第1部門 教育学) 25: 134-153.
- 中川 隆 1975. 東京師範学校における開発教授論の形成過程、日本の教育史学 18: 27-52.
- 長野県教育史刊行会 1975. 『長野県教育史 第十巻 史料編四』長野県教育史刊行会.
- 中村一雄 1992. 『信州近代の教師群像』東京法令出版.
- 西村 貞 1884a. 『地文新篇(全三冊)』金港堂.
- 西村 貞 1884b. 理学教育、大日本教育会雑誌 11: 96-106.
- 日本近代教育史事典編集委員会編 1971. 『日本近代教育史事典』平凡社.
- 野島寿三郎 1987. 『日本暦西暦月日対照表』日外アソシエーツ.
- 能勢 栄 1885. 長野県教育の実況、大日本教育会雑誌 22: 110-120.
- 野中 準編 1885. 『大日本租税志 十一・十二』大蔵省.
- ノ、生 1903. 『大疑獄 教科書事件』特報社.
- 長谷川賢二 2008. 総説一郷土史の世界への誘い、徳島県立博物館編『郷土の発見一小杉温郎と郷土史研究の曙』5-8. 徳島県立博物館.
- 秦 郁彦編 2002. 『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会.
- 原田 一 1985. 家政学の先覚者野口保興について、家庭科学 52(2): 28-33.
- パロオ, T. H. 著, 野口保興訳 1885. 『小学校教員心得』金港堂.
- 日野 司 1983. 野村 綱、宮崎日日新聞社編『宮崎県大百科事典』720. 宮崎日日新聞社.
- 平田宗史 1999. 『欧米派遣小学師範学科取調員の研究』風間書房.
- 堀松武一 1967. 開発教授の実態と教育の近代化、教育学研究 34: 136-145.
- 松野良寅 1986. 『明治の同郷人』遠藤書店.
- 水原克敏 1990. 『近代日本教員養成史研究一教育者精神主義の確立過程』風間書房.
- 御園生卯七 1934. 初代の千葉県師範学校長 山田行元先生自叙

- 伝. 房総郷土研究 1(6): 2-4, 1(7): 5-7.
- 無署名 1884a. 雑件. 大日本教育会雑誌 9: 62.
- 無署名 1884b. 小学教案(学校近傍地形). 東筑摩郡教育会雑誌 2: 23 丁裏 -30 丁表.
- 無署名 1884-85. 東筑摩郡松本部教育会ニ於テ師範学校長能勢栄氏演説筆記. 東筑摩郡教育会雑誌 1: 8 丁表 -14 丁表, 2: 2 丁裏 -11 丁裏, 3: 2 丁表 -15 丁表, 4: 2 丁裏 -7 丁表, 5: 1 丁裏 -10 丁表, 7: 1 丁表 -4 丁表.
- 無署名 1885a. 長野県ニ我ガ開発主義ノ行ハルル事. 教育時論 8: 7-9.
- 無署名 1885b. 地理学ノ基礎トナルヘキ教課. 東筑摩郡教育会雑誌 8: 6 丁表 -28 丁裏.
- 無署名 1886a. 小学校條例取調委員及び同條例. 教育報知 18: 2-3.
- 無署名 1886b. 新令小学校学科程度解説. 教育時論 41: 6-8.
- 無署名 1886c. 新令小学校学科程度解説(承前). 教育時論 43: 2-4.
- 無署名 1891. 故森子の視学官論. 教育報知 278: 17.
- 無署名 1899a. 全山田行元氏. 米沢有為会雑誌 97: 31.
- 無署名 1899b. 北海道視学官大窪実先生小伝. 日本之小学教師 7: 39-41.
- 無署名 1899c. 山田行元君自叙伝. 日本之小学教師 9: 41-46.
- 無署名 1899-1900. 故能勢榮君略伝. 日本之小学教師 9: 46-48, 17: 38-40.
- 無署名 1900. 女子高等師範学校教授野口保興先生小伝. 日本之小学教師 22: 50-52.
- 無署名 1904. 吊詞贈呈. 教育公報 290: 4.
- 無署名 1971. 偶有性. 下中邦彦編『哲学事典』368. 平凡社.
- 無署名 1976. 教員講習地理学教授法筆記 明治十七年. 長野県教育史刊行会編『長野県教育史 第六卷 教育課程編三』179-181. 長野県教育史刊行会.
- 茂木健一郎 2008. 偶有性の自然誌 第一回「わからない」から始まる. 考える人 23: 138-145.
- 森 納 1993. 『因伯洋学史話』富士書店.
- 森 正人 2005. 節合される日本文化と弘法大師—1934 年の「弘法大師文化展覧会」を中心に. 地理学評論 78: 1-27.
- 諸橋徹次 1967a. 『大漢和辞典 縮写版 卷五』大修館書店.
- 諸橋徹次 1967b. 『大漢和辞典 縮写版 卷十一』大修館書店.
- 文部省 1880. 『文部省第六年報』文部省.
- 文部省 1884. 『文部省職員録 明治十七年二月二日改』文部省.
- 柳田國男 1931. 郷土研究の将来. 郷土科学研究会編『郷土科学講座 第一冊』13-32. 四海書房.
- 山田行元 1875. 『地学初歩』富城屋藤兵衛.
- 山田行元 1877. 『教育叢談 第一集』金港堂.
- 山田行元 1878a. 口授教法. 教育新誌 40: 1 丁表 -3 丁裏.
- 山田行元 1878b. 小学教科書編輯ノ新趣向. 教育新誌 49: 4 丁裏 -7 丁表.
- 山田行元 1880. 庶物指教. 教育雑誌 129: 27-38.
- 山田行元 1898. 『台湾地誌』上原才一郎.
- 湯本武比古 1885a. 地理教授法. 教育時論 9: 10-12, 10: 12-13, 11: 16-17.
- 湯本武比古 1885b. 実物教授ノ要旨. 教育時論 17: 10-17.
- 林 初梅 2009. 『「郷土」としての台湾—郷土教育の展開にみるアイデンティティの変容』東信堂.
- 渡辺 充 1896. 旧佐倉藩士平野縫殿君国事尽力の事実附十三話. 史談会速記録 47: 101-115.
- Anonymous 1909. *Meyers großes Konversations-Lexikon. Ein Nachschlagewerk des allgemeinen Wissens. Zehnter Band. Jonier bis Kimono*. Leipzig: Bibliographisches Institut.
- Barrau, T. H. 1879. *Direction morale pour les instituteurs*, 10^e éd. Paris: Librairie Hachette.
- Conzen, M. P. 1993. Culture regions, homelands, and ethnic archipelagos in the United States: Methodological considerations. *Journal of Cultural Geography* 13(2): 13-29.
- Gill, J. 1877. *Introductory text-book to school education, method, and school management*, 36th ed. London: Longmans, Green, Reader, and Dyer.
- Grossberg, L. ed. 1986. On postmodernism and articulation: An interview with Stuart Hall. *Journal of Communication Inquiry* 10: 45-60.
- Huxley, T. H. 1877. *Physiography: An introduction to the study of nature*. London: Macmillan.
- Kehr, C. 1873. *Die Praxis der Volksschule. Ein Wegweiser zur Führung einer geregelten Schuldisziplin und zur Ertheilung eines methodischen Schulunterrichtes für Volksschullehrer und für Solche, die es werden wollen*, 6. Aufl. Gotha: E. F. Thienemann.
- Lincicome, M. E. 1995. *Principle, praxis, and the politics of educational reform in Meiji Japan*. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- Nostrand, R. L. and Estaville, L. E. 2001. Introduction: Free land, dry land, homeland. In *Homelands: A geography of culture and place across America*, ed. R. L. Nostrand and L. E. Estaville, xiii-xxiii. Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Slack, J. D. 1996. The theory and method of articulation in cultural studies. In *Stuart Hall: Critical dialogues in cultural studies*, ed. D. Morley and Kuan-Hsing Chen, 112-127. London: Routledge.
- Wigen, K. 1996. Politics and piety in Japanese native-place studies: The rhetoric of solidarity in Shinano. *Positions* 4: 491-517.
- Wigen, K. 2000. Teaching about home: Geography at work in the prewar Nagano classroom. *Journal of Asian Studies* 59: 550-574.